

授業料助成制度案内

聖隸クリストファー高等学校

私立高校を対象とした
支援内容がさらに拡充

【1】私立高等学校等就学支援金

家庭の教育費負担を国が支援する制度で、申請・届出により認定されればどなたでも受給できます。

◎保護者（親権者合計）の収入状況により支給額が決定されます。

<判定基準額算出方法>

「市町村民税の課税標準額×6%－調整控除額」の親権者合計により判定
(早生まれの場合は市町村民税の(課税標準額－33万円)×6%－調整控除額)

*早生まれ対応該当者は1月2日～4月1日生まれでかつ、保護者等が16歳未満扶養親族を申告している場合に適用

【就学支援金支給金額】

年収の目安	判定基準額	就学支援金区分および支給額		2025年度より所得制限撤廃 受給対象が全世帯へ拡大されました
		区分	支給金額	
590万円以上程度	154,500円以上	加算なし	月額 9,900円 (年額 118,800円)	就学支援金区分および判定基準額により、別途県より授業料減免(月額4,800円～23,100円)が支給されます。
590万円未満程度	154,500円未満	加算あり	月額 33,000円 (年額 396,000円)	

◎申請・届出時期及び支給期間は下記の通りです。(最大36ヶ月まで受給可)

回数	申請区分	申請時期	支給期間	支給月数
1回目	受給資格申請	高1(4月)	高1(4月)～高1(6月)	3ヶ月
2回目		高1(6月)	高1(7月)～高2(6月)	12ヶ月
3回目	収入状況届 (更新)	高2(6月)	高2(7月)～高3(6月)	12ヶ月
4回目		高3(6月)	高3(7月)～高3(3月)	9ヶ月

支給期間ごとで対象となる課税年度が切り替わるため、各年度収入に応じて受給区分が認定されます。

【2】授業料減免（静岡県高等学校授業料減免費補助金）

静岡県高等学校授業料減免費補助金並びに聖隸クリストファー高等学校授業料減免規程細則に基づき、以下の要件に該当する場合には、授業料の一部（月額上限4,800円～23,100円）の免除を申請することができます。

<対象> ①・②のいずれかに該当する場合

①	就学支援金受給対象者で、保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－調整控除額」(早生まれの場合は市町村民税の(課税標準額－33万円)×6%－調整控除額)の合計額が275,100円未満である者（ただし、48,300円以上154,500円未満の場合を除く）	就学支援金申請者は左記に該当する場合、自動的に授業料減免が付与されます。
②	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者またはこれに準ずる程度に困窮するに至った者	

<支給金額>

年収目安	270万円未満	270万円～350万円	350万円～590万円	590万円～700万円	700万円～850万円	850万円以上
判定基準額	100円未満	48,300円未満	154,500円未満	203,100円未満	275,100円未満	275,100円以上
支給額	年額117,000円 (月額9,750円)	年額57,600円 (月額4,800円)	—	年額277,200円 (月額23,100円)	年額79,200円 (月額6,600円)	—

就学支援金および授業料減免受給区分判定方法

(STEP①) 課税標準額および調整控除額を以下の書類で確認
(STEP②) それぞれの金額をもとに判定基準額を算出

(100円未満端数切捨て)

○課税証明書（市町村役場、出張所で発行）

○市民税・県民税等の

「特別徴収税額の決定・変更通知書」（勤務先を通じて配布）

○住民税納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）

※源泉徴収票では確認できません。

判定基準額	課税標準額	×6%	－	調整控除額	合計
保護者①	円	×6%	－	円	円
保護者②	円	×6%	－	円	円

※政令指定都市に納税している場合は調整控除額に3/4を乗じた額

＜就学支援金および授業料減免適用後の月額授業料＞

年収目安	判定基準額	①就学支援金	②授業料減免	合計 (①+②)
		(月額)	(月額)	
2025年度より所得制限撤廃_全世帯が受給対象となりました				
850万円以上	275,100円以上	9,900円		9,900円
700～850万円未満	275,100円未満	9,900円	6,600円	16,500円
590～700万円未満	203,100円未満	9,900円	上限23,100円	33,000円
350～590万円程度	154,500円未満	33,000円		33,000円
270～350万円程度	48,300円未満	33,000円	上限4,800円	37,800円
270万円未満	100円未満	33,000円	上限9,750円	39,900円

授業料負担額	
区分	月額
通常	39,900円
【A】	30,000円
【B】	23,400円
【C】	6,900円
【D】	6,900円
【E】	2,100円
【F】	0円

【3】遠距離通学費支援

授業料減免受給対象者（判定基準額 48,300 円未満）で、基準額（月額 15,000 円）を超えて公共交通機関を利用し通学している場合、下記金額が助成されます。

対象	支給金額、(2024 年度実績)
授業料減免受給対象者（判定基準額 48,300 円未満）で、基準額（月額 15,000 円）を超えて公共交通機関を利用し通学している者	公共交通機関の 1 ヶ月の定期券購入費の合計額から基準額（月額 15,000 円）を控除した額に通学延べ月数を乗じた額の 2 分の 1 以内（各学年の 8 月及び最終学年の 3 月分は除く）

【4】入学時納付金支援

当該年度の入学者のうち里親に養育されているまたは養護施設に入所している場合、入学時納付金（入学金及び施設費）が免除されます。

【5】静岡県私立高等学校奨学給付金（各都道府県）

保護者等が静岡県内在住でかつ一定の所得以下の世帯（非課税世帯または生業扶助世帯）に対し、授業料以外の教育経費を支援するために一時金が支給されます。【世帯状況により支給金額が異なります】

対象	支給金額（2024 年度実績）
非課税世帯（住民税所得割額が 0 円）または生業扶助（生活保護）の決定を受けている世帯	世帯構成等に応じて奨学給付金を支給（私立全日制高校の場合） 【生活保護受給世帯】（年額）52,600 円 【非課税／第 1 子】（年額）142,600 円 【非課税／第 2 子以降】（年額）152,000 円

* 保護者等が県外在住の場合、保護者等が在住する各都道府県の奨学給付金制度が適用されます。

【6】各自治体による授業料補助（豊川市／豊橋市／新城市など）

県外より本学へ進学した生徒を対象に、保護者が在住する自治体より授業料補助金（一時金）が支給されます。保護者等の住所が県外にあり、かつ授業料負担者の収入が各自治体の定める所得基準に該当する場合に補助金が支給されます。（所得基準・支給金額等は自治体により異なります）

【7】その他（本学独自の減免制度）

■兄弟姉妹在籍減免

本校（中・高等学校および小学校）に兄弟姉妹が同時に在籍する場合、最年長の生徒を除く弟妹の授業料が半額免除（小学校の場合は月額 8,000 円免除）となります。

【対象】在校生の兄弟姉妹のうち弟妹

【減免額】

（中高一貫コース） 授業料半額免除（※）

（中学校グローバルスクールコース） 授業料月額 11,000 円免除

（小学校グローバルスクールコース） 授業料月額 8,000 円免除

* 本制度は特待生制度との併用はできません*

■卒業生弟妹減免

本校（中・高等学校）に在籍する生徒の兄姉の二人以上が聖隸クリストファー高等学校を卒業している場合、在籍生徒の授業料が 3 割免除となります。

【対象】兄姉二人以上が卒業している生徒

【減免額】授業料 3 割免除（※）

* 本制度は特待生制度との併用はできません*

（※）高校生の場合、授業料から高等学校等就学支援金および授業料減免事業費補助金を差し引いた金額に対して減免されます。

家庭状況等により受給条件が異なります。各助成制度についての詳細は総務部へお問合せください。